

熊本県公報

号外 第34号
平成18年10月4日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…(人 事 課) 4
- 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例……………(") 4
- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) 4
- 熊本県消防学校条例の一部を改正する条例……………(危機管理・防災消防総室) 4
- 熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例
……………(") 5
- 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例
の一部を改正する条例……………(情報企画課) 5
- 熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例……………(障害者支援総室) 5
- 熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例……………(") 8
- 熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例……………(医療政策総室) 9
- 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例……………(労働雇用総室) 9
- 熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(学校人事課) 9
- 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例…(人 事 課) 10

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 休息時間を廃止することとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、平成18年11月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 3 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、熊本県市町村立
学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例(昭和31年熊本県条例第65号)の
規定の整理を行うこととした。(附則第2項関係)

◇熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事等の在職月数の計算方法を改め、暦に従って計算し、1月に満たない端数は、
切り捨てることとした。(第5条関係)
- 2 その他関係規定を整理することとした。(旧条例第5条の2第3項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 中心市街地の活性化についての基本法的な性格を反映するため、題名が「中心市
街地の活性化に関する法律」に改正され、従来の「認定特定事業計画」及び「認
定中小小売商業高度化事業計画」が「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」
として整理統合されたこと等に伴い、関係規定を整理することとした。(第1条
及び第4条の12関係)
- 2 1による関係省令の一部改正に伴い、引用省令の題名を改めることとした。(第
4条の12関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県消防学校条例の一部を改正する条例

- 1 消防組織法の一部改正により消防学校設置の根拠条文に条ずれを生じたこと等に
伴い、関係規定を整理することとした。(第1条関係)
 - ・「第26条」を「第51条第1項」に改めることとした。
- 2 その他文言の整理を行う。(第1条関係)
 - ・「行なう」を「行う」に改めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例

- 1 消防表彰規程の一部改正に伴い、関係規定を整備する。(第1条関係)
 - ・「消防吏員」を「消防職員」に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することとした。

◇熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正により、行政機関等に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者（以下「署名検証者」という）の範囲が行政機関等のほか、他人の依頼を受けて行政機関等に対する申請、届出等を行う者等が所属する団体（以下「団体署名検証者」という）に拡大された。
このため、指定認証機関に対して電子署名の有効性に係る情報提供手数料を納付すべき者として、これまで規定されていた「署名検証者」のほか、新たに「団体署名検証者」を加えることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第44号）の施行の日（平成18年11月1日）から施行することとした。

◇熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正
使用料を納めなければならない者に、知的障害者通園施設支援及び肢体不自由児施設支援を受ける者に加え、その使用料に係る規定を加えることとした。（第5条及び別表関係）
- 2 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正
看護師等修学資金の返還債務の当然免除施設の設置根拠規定について、児童福祉法の一部改正に伴い、根拠規定を改めるとともに、その他規定の整備を行うこととした。（第7条第1項第1号関係）
- 3 熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正
熊本県身体障害者リハビリテーションセンターの設置根拠規定について、身体障害者福祉法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。（第1条関係）
- 4 熊本県難聴幼児通園施設条例の一部改正
障害者自立支援法の施行により、障害児施設福祉サービスが従来の措置制度から利用契約制度に移行することに伴い、熊本県難聴幼児通園施設において盲ろうあ児施設支援を受ける者に係る使用料及び利用料金の規定を加える等、関係規定を整備することとした。（第6条及び第9条ほか関係）
- 5 熊本県身体障害者授産施設条例の一部改正
設置根拠、業務内容、使用料及び利用料金について、関係規定を改めるとともに、使用料及び利用料金の一部免除規定を設けることとした。（第1条、第5条、第8条第3項ほか関係）
- 6 熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部改正
題名を「熊本県身体障害者福祉ホーム条例」から「熊本県りんどう荘設置条例」に改め、設置根拠法を身体障害者福祉法から障害者自立支援法に改め、利用対象者を身体障害者から障害者に改めることとした。（題名、第1条、第2条及び第3条第1号ほか関係）
- 7 熊本県知的障害者授産施設条例の一部改正
設置根拠、業務内容、使用料及び利用料金について、関係規定を改めるとともに、使用料及び利用料金の一部免除規定を設けることとした。（第1条、第5条、第8条第3項別表ほか関係）
- 8 熊本県身体障害者更生施設条例の一部改正
設置根拠、業務内容、使用料及び利用料金について、関係規定を改めるとともに、使用料及び利用料金の一部免除規定を設けることとした。（第1条、第5条、第8条第3項ほか関係）
- 9 熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部改正
題名を「熊本県精神障害者社会復帰施設条例」から「熊本県あかねの里設置条例」に改め、設置根拠法を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」から「障害者自立支援法」に改め、施設の種別を一部障害者自立支援法に基づくものに改め、熊本県あかね荘と熊本県あかね生活支援センターを統合することにより熊本県あかね生活支援センターに係る規定を削ることとした。（題名、第1条から第3条まで及び第11条ほか関係）
- 10 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正
熊本市に権限委譲する立入検査の対象となる施設の種別名等を改めるとともに、「熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例」に基づく事務のうち、障害者自立支援法施行後も、一定の期間、従前の施設として運営することができることとされた熊本市に存する施設の事務については、引き続き熊本市が処理するという経過措置を設けることとした。（別表関係及び附則第3項関係）
- 11 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正
施設の種別名等を改めるとともに、障害者自立支援法施行後も、一定の期間、従前の施設として運営することができることとされた施設について、条例の規定が適

用されるように経過措置を設けることとした。(第2条第4号及び附則第2項関係)
12 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用することとした。

◇熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

- 1 法第9条第1項の規定に基づき、熊本県精神保健福祉審議会を置くこととした。(第1条関係)
- 2 法に規定されていた審議会の組織及び委員の任期に関する規定が削除されたことに伴い、条例に新たに審議会の組織及び委員の任期に関する規定を加えることとした。(第2条及び第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に障害者自立支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第10条第3項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の熊本県精神保健福祉審議会条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員として任命されたものとみなすこととした。ただし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧法第10条第3項の規定により任命された委員としての残任期間と同一の期間とすることとした。

◇熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

- 1 国民健康保険法の一部改正により、保険給付として「入院時生活療養費」が新設されるとともに、「特定療養費」が廃止され、「保険外併用療養費」が支給されることとなることに伴い、熊本県国民健康保険調整交付金条例第3条第2項第2号に規定する普通調整交付金の算定基礎となる保険給付の内容について、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「入院時生活療養費」を加えることとした。(第3条第2項第2号関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用することとした。

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 学科名を変更することとした。(第4条第2項関係)

変更前	変更後
生産技術科	精密機械技術科
産業機械科	機械制御技術科
電子技術科	電子情報技術科
情報技術科	情報通信技術科
映像システム技術科	情報映像技術科

- 2 学校教育法の一部改正に伴う職業能力開発促進法施行規則の改正により、中等教育学校を入学資格に加えることとした。(第6条関係)
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
- 4 この条例による改正前の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項に規定する生産技術科、産業機械科、電子技術科、情報技術科及び映像システム技術科は、この条例による改正後の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から引き続き在学する者が当該それぞれの科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする事とした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正することとした。
第3条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加えることとした。
- 2 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正することとした。
第3条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加えることとした。
- 3 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正することとした。
第2条第2項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加えることとした。
- 4 この条例は公布の日から施行することとした。
- 5 学校栄養職員から栄養教諭を採用する場合において、その者の受けることとなる給料月額が採用日前日の給料月額を下回る場合の特例措置を規定することとした。(附則第2項から第4項まで)

条 例

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第64号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除**附 則**

- 1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和31年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。
本則ただし書中「、第7条」を削る。

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第65号

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例（昭和27年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（在職期間の計算）

第5条 第4条に規定する在職月数は、知事等となった日から退職の日までの期間について、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第5条の2第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第66号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第1条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第17条第2項に規定する認定特定事業計画若しくは同法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第4条第1項」を「第7条第2項」に改める。

第4条の12中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第6条第6項の規定による基本計画を作成し公表した日」を「中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定による認定基本計画を公表した日」に、「この項」を「この条」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消防学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第67号

熊本県消防学校条例の一部を改正する条例
熊本県消防学校条例（昭和38年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第26条」を「第51条第1項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第68号

熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例
熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例（昭和44年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第69号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例
熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「署名検証者（法第17条第4項に規定する署名検証者をいう。）」の次に「及び団体署名検証者（法第17条第6項に規定する団体署名検証者をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第44号）の施行の日から施行する。

熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第70号

熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例
（熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正）

第1条 熊本県子ども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「短期入所」の次に「並びに法第7条第4項の知的障害児通園施設支援及び法第7条第6項の肢体不自由児施設支援」を加え、同条第3項中「及び」を「並びに」に改め、「短期入所」の次に「並びに法第7条第4項の知的障害児通園施設支援及び法第7条第6項の肢体不自由児施設支援」を加える。
別表に次のように加える。

法第7条第4項の知的障害児通園施設支援及び 法第7条第6項の肢体不自由児施設支援	法第24条の2第2項の規定により算定した費用の額
---	--------------------------

（熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正）

第2条 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号ア中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同号イ中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改め、同号ロ中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改め、同号サ中「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改める。

（熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第3条 熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和53年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第2項」を「第28条第1項」に改める。

（熊本県難聴幼児通園施設条例の一部改正）

第4条 熊本県難聴幼児通園施設条例（昭和56年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1号中「児童福祉法」を「法」に改める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「法」を「地方自治法」に改め、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第9条 第6条の規定にかかわらず、通園施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に通園施設において法第7条第5項の盲る

うあ児施設支援を受ける者が納める通園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、法第24条の2第2項の規定により算定した費用の額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の一部を免除することができる。

第6条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項中「前2条」を「第4条及び第5条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第6条 通園施設において法第7条第5項の旨らうあ児施設支援を受ける者は、法第24条の2第2項の規定により算定した費用の額を使用料として納めなければならない。

2 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の一部を免除することができる。(熊本県身体障害者授産施設条例の一部改正)

第5条 熊本県身体障害者授産施設条例(昭和56年熊本県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)」を「身体障害者の更生援護を行い、その福祉の増進を図るため、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設として、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)」に改め、「、身体障害者の更生援護を行い、その福祉の増進を図るため」を削る。

第3条第1号中「法」を「旧身体障害者福祉法」に改める。

第5条中「法第5条第5項」を「旧身体障害者福祉法第5条第5項」に、「法第17条の10第2項第1号に掲げる額」を「法附則第21条第2項の規定により算定した費用の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の一部を免除することができる。

第8条第1項中「法」を「旧身体障害者福祉法」に改め、同条第2項中「法第17条の10第2項第1号に掲げる額」を「法附則第21条第2項の規定により算定した費用の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の一部を免除することができる。

(熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部改正)

第6条 熊本県身体障害者福祉ホーム条例(昭和60年熊本県条例第55条)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県りんどう荘設置条例

本則中「福祉ホーム」を「りんどう荘」に改める。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第79条第1項第5号の規定に基づき、必要な障害福祉サービスに係る支援を行い、障害者の福祉の増進を図るため、同法第5条第22項に規定する福祉ホームとして熊本県りんどう荘(以下「りんどう荘」という。)を設置する。

(位置)

第2条 りんどう荘は、宇城市に置く。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 現に住居を求めている障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する業務

第3条第2号中「身体障害者」を「障害者」に、「更生援護」を「福祉の増進」に改める。

(熊本県知的障害者授産施設条例の一部改正)

第7条 熊本県知的障害者授産施設条例(昭和61年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)」を「知的障害者の更生を援助し、その福祉を図るため、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設として、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)」に改め、「、知的障害者の更生を援助し、その福祉を図るため」を削る。

第3条第1号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「法」に改め、同条第2号中「法」を「旧知的障害者福祉法」に改める。

第5条中「障害者自立支援法」を「法」に、「法第5条第4項」を「旧知的障害者福祉法第5条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の一部を免除することができる。

第8条第1項中「障害者自立支援法」を「法」に、「法第5条第4項」を「旧知的障害者福祉法第5条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の一部を免除することができる。

別表を次のように改める。
別表（第5条、第8条関係）

種別	金額
法第5条第8項の短期入所	法第29条第3項の規定により算定した費用の額
旧知的障害者福祉法第5条第4項の知的障害者授産施設支援	法附則第21条第2項の規定により算定した費用の額

（熊本県身体障害者更生施設条例の一部改正）

第8条 熊本県身体障害者更生施設条例（平成元年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）」を「身体障害者の更生援護を行い、その福祉の増進を図るため、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設として、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）」に改め、「、身体障害者の更生援護を行い、その福祉の増進を図るため」を削る。

第3条第1号中「法」を「旧身体障害者福祉法」に改める。

第5条中「法第5条第3項」を「旧身体障害者福祉法第5条第3項」に、「法第17条の10第2項第1号に掲げる額」を「法附則第21条第2項の規定により算定した費用の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の一部を免除することができる。

第8条第1項中「法」を「旧身体障害者福祉法」に改め、同条第2項中「法第17条の10第2項第1号に掲げる額」を「法附則第21条第2項の規定により算定した費用の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の一部を免除することができる。

（熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部改正）

第9条 熊本県精神障害者社会復帰施設条例（平成6年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県あかねの里設置条例

本則中「社会復帰施設」を「あかねの里」に改める。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設の運営及び法第79条第1項第5号の福祉ホームの経営を行い、もって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者を除く。以下同じ。）の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進その他障害者の福祉の増進を図るため、熊本県あかねの里（以下「あかねの里」という。）を設置する。

第2条中「の種類」を「の施設の種類の」に改め、同条の表を次のように改める。

種類	名称	位置
精神障害者生活訓練施設	熊本県あかね荘	熊本市
福祉ホーム	熊本県あかねホーム	
精神障害者授産施設	熊本県あかねワークセンター	

第3条第1項第3号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4）法第5条第17項の相談支援

第3条第1項に次の1号を加える。

（5）その他精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るために必要な業務

第3条第2項第1号を次のように改める。

（1）現に住居を求めている障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する業務

第3条第2項第2号中「社会復帰の促進及び自立の促進を図るため」を「福祉の増進」に改め、同条第4項を削る。

第4条第1項中「、熊本県あかねホーム及び熊本県あかね生活支援センター」を「及び熊本県あかねホーム」に改める。

第6条第1項中「（熊本県あかね生活支援センターを除く。）」を削る。

第11条から第13条までを削る。

第14条第2項中「、第5条及び第11条」を「及び第5条」に改め、「若しくは入場することのできる時間」を削り、同条第3項中「並びに第12条及び第13条」を削り、同条第4項中「又は第12条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による登録の申込み」及び「又は登録の申込み」を削り、同条第5項中「又は第12条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により登録された者」及び「又は登録された者」を削り、同条を第11条とする。

第15条第2号中「（熊本県あかね生活支援センターを除く。）」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を同条第4号とし、同条を第12条とする。

第16条を第13条とし、第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第10条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第59号中「、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」及び「、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホーム」を削り、「短期入所、共同生活援助又は障害者デイサービスを行う事業所（精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う事業所を除く。）」を「療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助又は福祉ホームを行う事業所」に、「第2条第4号ス」を「第2条第4号サ」に改める。（熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正）

第11条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ウ中「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び」を削り、同号中エを削り、オをオとし、力をオとし、キを削り、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、同号シ中「短期入所、共同生活援助又は障害者デイサービス」を「療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助又は福祉ホーム」に改め、同号中シをコとし、同号ス中「シ」を「コ」に改め、同号中スをサとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。（熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例及び熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 次の各号に掲げる施設については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、当該施設を第11条の規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例第2条第4号の社会福祉施設等とみなして、同条例の規定を適用する。
 - （1）障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設
 - （2）障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設
 - （3）障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設
- 3 第10条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、熊本市に存する前項の規定により社会福祉施設等とみなされる同項第1号及び第3号に規定する施設に係る同条例別表第59号（1）から（5）までに掲げる事務は、熊本市が処理するものとする。

熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第71号

熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊本県精神保健福祉審議会条例（昭和40年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、熊本県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を削り、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（1）精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧法」という。）第10条第3項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の熊本県精神保健福祉審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧法第10条第3項の規定により任命された委員としての残任期間と同一の期間とする。

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第72号

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険調整交付金条例（平成17年熊本県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第73号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、生産技術科、産業機械科、電子技術科、情報技術科及び映像システム技術科」を「、精密機械技術科、機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科及び情報映像技術科」に改める。

第6条中「高等学校」の次に「若しくは中等教育学校」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項に規定する生産技術科、産業機械科、電子技術科、情報技術科及び映像システム技術科は、この条例による改正後の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から引き続き在学する者が当該それぞれの科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第74号

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊

本県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栄養教諭の採用に伴う経過措置)

- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第1条に規定する学校栄養職員を栄養教諭に採用する場合において、その者の受ける給料月額がその者が採用日の前日において受けていた給料月額(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 前項の規定による給料を支給される職員に関する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号。次項において「特別措置条例」という。)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第74号)附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 4 特別措置条例第4条第4号の適用については、前項の規定は適用しない。

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第75号

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第8条中「旅行」を「国内旅行」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 公務のため、外国旅行するときは、一般職の職員の例により、その費用を弁償する。ただし、支度料については、支給しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する外国旅行から適用し、同日前に出発した外国旅行については、なお従前の例による。